

第444回岩手海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和6年3月26日(火)
- 2 開催年月日 令和6年4月24日(水) 午後1時25分から午後1時55分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階 大会議室
- 4 出席者
委員(11名)
大井誠治会長、渡部容子委員、熊谷正樹委員、八木橋美紀委員、砂田光保委員、小川原泉委員、亙理榮好委員、三田地和彦委員、藏徳平委員、湊謙委員、梶健一郎委員
[欠席4名：菅野信弘委員、金澤秀男委員、平井俊朗委員、斎藤千加子委員]
岩手県
佐藤農林水産部長、森山水産担当技監、筒井技術参事兼水産振興課総括課長、野澤漁業調整課長、藤原振興担当課長、平嶋特命課長、中野主任主査、高橋主任主査、中井技術専門幹、高梨主任、大内技師、片寄技師、工藤沿岸広域振興局水産部長、佐藤宮古水産振興センター所長、志田大船渡水産振興センター所長、阿部県北広域振興局水産部長、神水産技術センター所長、前川漁業取締事務所長
事務局
横沢事務局長、大野事務局次長、堀越主任主査
傍聴者
なし
報道関係者
なし
- 5 委員会の議事
第1号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問)
- 6 報告事項
定置漁業権に係る休業中の漁業許可の取扱方針等について
- 7 委員会の経過
横沢事務局長
それでは、定刻よりも早い時刻ですけれども、皆様お揃いですので会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。
大井会長
皆様、御苦勞様でございます。ただ今から、第444回岩手海区漁業調整委員会を開催いたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しいところ御出席をいただきありがとうございました。また、県からは、佐藤農林水産部長をはじめ、関係職員に出席をいただき、御苦労様でございます。さて、本日御審議いただく議案は、「知事許可漁業の制限措置等」の諮問が1件でございます。

そのほかに、報告事項が1件ございますので、よろしく御審議のほどを、お願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶といたします。よろしくお願いをいたします。

横沢事務局長

どうもありがとうございました。次に、本日、御臨席をいただいております岩手県農林水産部の佐藤部長から御挨拶をいただきたいと存じます。

佐藤農林水産部長

4月から農林水産部長となりました佐藤です。どうぞよろしくお願いをいたします。第444回海区漁業調整委員会の開会に当たりまして御挨拶申し上げます。まずもって大井会長はじめ、委員の皆様方には日頃から本県の水産業の振興に御尽力賜りまして心から御礼申し上げます。皆様ご承知のとおりでございますが、今年2月下旬に県北沿岸地域における強風によりまして、養殖施設や漁港施設等の被害が発生しております。県では先週金曜日にこうした施設の早期復旧支援について国に要望するとともに必要な対応の検討を進めているところでございます。水産業をとりまく環境につきましても、漁業就業者の減少に加え、海洋環境の変化等による水産資源の減少や国際情勢の変化等による燃油や資材価格の高騰等、大きく変化をしております。県では、岩手県水産リボン宣言に基づきまして、主要魚種の資源回復、増加している資源の有効利用、新たな漁業、養殖業の取組等こういった取組を進めているところでございます。サケ資源の回復に向けましては、北海道等からの種卵確保に努めまして、また大型で遊泳力の高い強靱な稚魚を生産して目標の7割となる約5,600万尾の放流を概ね完了したところでございます。また今年度はウニの畜養出荷が13地区、サケマス類の海面養殖が9地区、昨年を上回る2,000トンを超える生産が継続される等、取組みが広がってきておりまして、県としては引き続きこうした取組を積極的に支援していきたいと考えております。委員の皆様方には本県の漁業生産力の発展と秩序ある操業に向けまして引き続き各漁業の調整、水産資源の管理や利用等について、幅広い御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます。私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

横沢事務局長

ありがとうございました。

次に、職員の紹介をさせていただきます。本日は、令和6年度最初の委員会となりますので、議事に入ります前に4月1日付けで異動となった職員を紹介させていただきます。

異動者名簿は、「会議次第」の次でございますので、ご覧ください。初めに、知事部局職員について、森山水産担当技監から、紹介をお願いいたします。

森山水産担当技監

それでは、知事部局の職員につきましてお手元の名簿によりまして御紹介をさせていただきます。

(名簿により紹介)

以上でございます。

横沢事務局長

ありがとうございました。

続きまして、海区漁業調整委員会事務局の職員について、私から紹介いたします。

(名簿により紹介)

なお、先ほど御挨拶をいただきました佐藤農林水産部長におかれましては、業務の都合により、ここで退席されますので、よろしく願いいたします。

佐藤農林水産部長

どうぞよろしく願いいたします。失礼いたします。

(佐藤農林水産部長退席)

横沢事務局長

それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

大井会長

それでは、議事に入りますが、その前に出席委員を確認させていただきます。本日は、菅野委員、金澤委員、平井委員、斎藤委員の4名が欠席でございます。11名の委員に出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

次に、議事録署名委員についてでございますが、岩手海区漁業調整委員会会議規程第8条第2項の規定により、私から指名させていただきます。議事録署名委員として、小川原委員と渡部委員のお二人をお願いをいたします。

大井会長

それでは、第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

横沢事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、こちら赤色の表紙の資料を御覧いただきたいと思います。恐れ入りますが、これ以降着座での説明とさせていただきます。

第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について（諮問）」。要旨、岩手県知事から岩手県漁業調整規則第4条第1項第1号、第2号及び第8号に掲げる知事許可漁業について、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項及び同規則第11条第1項に掲げる事項に関する制限措置を定めるに当たり、同法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

知事からの諮問の根拠となります県漁業調整規則及び漁業法の規定につきましては、資料の11ページ以降に抜粋して整理してございます。初めに11ページを御覧願います。関係する箇所を太字としまして、下線を引いて表記しておりますが、今回の

制限措置等を定めようとする漁業は、県漁業調整規則第4条第1項第1号の「あわび漁業」、第2号の「なまこ漁業」、それから第8号の「さんま棒受網漁業」の3つの漁業が対象でございます。この漁業の許可に際し制限措置として定める項目等につきましては、12ページから14ページにございますが、これまでと同様の知事からの諮問のあった際に説明させていただいておりました事項ですので、ここでの改めでの確認は省略させていただきます。

それでは、1ページを御覧願います。令和6年4月11日付けで、知事から当委員会の会長あてに提出されました諮問書の写しでございます。標題は、議案と同じでございます。その後の本文につきましては、諮問の根拠となる法令とその関係条項が整理されておりまして、結びに当委員会の意見を求めることが、記載されておりまして、2ページ以降に対象となる三つの漁業の制限措置の内容等について資料を添付しておりますが、その詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

水産振興課、野澤と申します。どうぞよろしくお願いたします。それでは、第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について」御説明をさせていただきます。以降着座にて御説明させていただきます。失礼いたします。

初めに、資料の9ページ「知事許可漁業の制限措置等の設定について」をお開き願います。9ページでございます。知事許可漁業の許可申請の募集に当たっては、許可すべき船舶や漁業者の数など一覧表の上段に着色いたしました項目を「制限措置」として定め、その内容を予め公示することとされております。今回お諮りするの、下の(3)の表、操業区域を岩手県沖合海面とする知事許可漁業の種類のうち7「さんま棒受網漁業」と次のページの表、操業区域を共同漁業権区域内とする知事許可漁業の種類のうち2「あわび漁業」、3「なまこ漁業」でございます。

今回諮問の対象となる漁業の制限措置について御説明いたしますので、同じページに記載しております2 制限措置のうち「許可及び起業の認可をすべき船舶等の数」についてを御覧ください。まず、あわび漁業及びなまこ漁業についてでございます。(1)繁殖期あわび漁業については、種苗生産用のあわびの親個体を採捕することを目的といたしまして、禁漁期間中に操業を行うものでございます。当該漁業につきましては種苗生産を実施している業界団体等の意見を踏まえ宮古管内2件、大船渡管内2件の計4件の許可枠を公示しようとするものでございます。資料2ページ目から5ページにおきまして公示案を示してございます。

続きまして、(2)繁殖期なまこ漁業につきましても、種苗生産用のなまこの親個体の採取を目的とするもので、宮古管内2件の許可枠を公示しようとするものでございます。資料6ページから7ページにその公示案を示してございます。

続きまして(3)さんま棒受網漁業について、御説明いたします。当該漁業につきましては、令和6年5月31日に許可の有効期間が満了することから、現在の許可件数を基準として、要望調査の結果を踏まえて大船渡管内1件の許可枠を公示しようとするものでございます。資料8ページから9ページにその公示案を御示してございます。説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

大井会長

ただ今、第1号議案について事務局及び県からの説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がありましたら、御発言いただきたいと思いをします。

大井会長

ございませんか。

(「ありません、異議なし」の発声)

大井会長

御意見等なければ、お諮りをいたします。第1号議案「知事許可漁業の制限措置等について」、異議がない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

大井会長

はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、異議がない旨、答申することに決定をいたします。

第1号議案終了

大井会長

続きまして、報告事項に移ります。報告事項「定置漁業権に係る休業中の漁業許可の取扱方針について」、県から説明をお願いします。

野澤漁業調整課長

それでは、説明をさせていただきます。お手元に配布させていただきました資料の1ページ目には、令和6年3月26日付で「定置漁業権に係る休業中の漁業許可の取扱方針の制定について」を、また6ページ目には定置漁業権に係る休業中の漁業許可をすべき者の審査基準を策定し、関係機関に通知をいたしましたので御報告させていただきます。以降、着座にて御説明させていただきます。失礼します。

始めに、取扱方針の制定にかかる根拠法令といたしまして資料の17ページをお開き下さい。17ページでございます。漁業法第74条には漁業権を有する者は漁業を適切且つ有効に活用するよう努めるものとするということが規定されてございます。さらに漁業法第87条の規定により定置網漁業権を有する者から休業の届け出があった場合に、同法第88条の規定に基づき適格性を有する者は知事の許可を受けて休業中の定置漁業を営むことができます。その際に許可を受けて営むことができる定置漁業の内容は、休業の届け出のあった定置網漁業権の内容と同一、また許可の有効期間は届け出のあった休業期間の範囲内で知事が定める期間となります。次に資料の2ページ目を御覧下さい。2ページ目になります。ここでは、定置漁業権に係る休業中の漁業許可の取扱方針を示してございます。この取扱方針は、今後何らかの事情により休業する定置漁業があった場合は、当該漁業権に係る漁場水面を有効に活用し、漁業生産力を発展させるため漁業法第88条に規定する休業中の漁業許可を行うことを想定し制定したものであり、令和6年4月1日から施行することとしたものでございます。併せて当該許可の申請が複数あるときの許可をすべき者の審査基準

を策定してございます。手続きの流れは2ページ中ほどの第4の許可の手続を示しております。具体的な内容といたしましては、休業の届け出があった場合、その届出の内容を県のホームページに掲載します。休業届のあった定置漁業権にかかる休業中の漁業許可を希望する者は県に要望書を提出します。要望書の提出があった時は、県のホームページにおきまして許可の内容、許可の有効期間、許可を申請すべき期間、申請に必要となる書類等の情報を掲載いたします。申請者の数が複数の場合、県が定める審査基準により許可をする者を県が決定いたします。県が決定した許可をすべき者について、県から海区漁業調整委員会に諮問をさせていただきます。海区漁業調整委員会からの答申を受け知事が許可をする者を決定するとしております。

次に休業中の漁業許可をすべき者の審査基準につきまして、資料の7ページに示してございますので、7ページをお開きください。定置漁業権に係る休業中の漁業許可の取扱方針の第5に規定する許可すべき者を決定するための基準につきましては、令和6年3月26日付けで県が定めた定置漁業権に係る休業中の漁業許可をすべき者の審査基準によるものとします。基準の内容としましては、第2に示してございますが、漁業生産の維持・増大について、操業は客観的な根拠により計画されており、許可の存続期間における安定的な操業が可能であると見込めるかどうか。漁場環境の保全・改善又は悪化を防止するための対策が講じられており、許可の存続期間における有効(良好)な漁場環境の維持が可能であると見込めるかどうか。漁獲物の衛生管理、品質や評価を向上させるための具体的な取組が検討されており、実現が可能であると見込めるかどうか。次に、漁業所得の向上に繋がる具体的な取組が見込めるかどうか、更に従業員の雇用計画において、地域における就業機会の向上に寄与しており、その賃金が確実に支払われるかどうか等を基準に当課に於いて審査をし、最も優れた者に対して、次の8ページの別表の右欄に掲げる点数を加点いたしましてその合計値により許可をすべき者を決定するとしてございます。

なお、手続きの流れや様式等につきましては、県水産振興課のホームページに載せてございます。説明は以上となります。

大井会長

ただ今、県から説明がありましたが、これにつきまして、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、御発言いただきたいと思っております。

(湊委員「はい」の発声)

大井会長

はい、どうぞ。

湊委員

今回切替で、最初の漁業、免許が今年から始まっているわけですが、現在休業届が出ている漁場がある訳ですか。

野澤漁業調整課長

現在のところ、出ておりません。

湊委員

了解しました。

大井会長

よろしいですか。

湊委員

はい。

大井会長

他、ございませんか。

(発言なし)

御意見等なければ、その他に移ります。

報告事項終了

大井会長

委員の皆様から委員会で共有したい情報などございませんか。

(発言なし)

それでは、県から情報提供はございませんか。

野澤漁業調整課長

ございません。

大井会長

事務局から、何かございませんか。

横沢事務局長

それでは、事務局から御連絡いたします。次回の委員会は、5月22日水曜日、午後1時30分から、この会場、岩手県水産会館5階大会議室で開催いたしますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。

大井会長

それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、以上で委員会を閉会いたします。皆様、大変御苦勞様でございます。

終了（午後1時55分）
